

高森町職員の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出総額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
13年度	7,713人	5,367,579千円	153,985千円	998,953千円	18.6%
14年度	7,672人	5,322,845千円	80,421千円	995,239千円	18.7%
15年度	7,643人	4,585,824千円	109,847千円	949,104千円	20.7%
16年度	7,581人	4,718,468千円	71,432千円	923,792千円	19.6%
17年度	7,541人	4,460,082千円	53,350千円	970,671千円	21.8%

注：人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。(決算統計より)
 実質収支とは、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

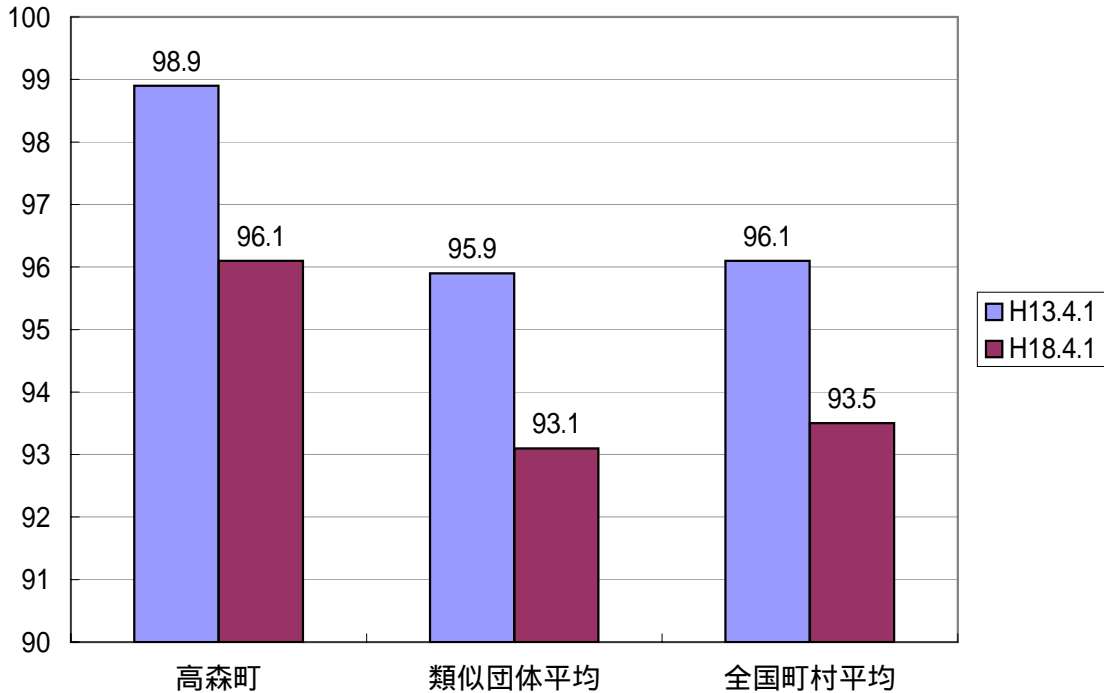
区分	職員数(A)	給与費			計(B)	1人当り給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当		
17年度	97人	415,995千円	38,010千円	174,228千円	628,233千円	6,477千円

注：1 職員手当には、退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況(平成18年4月1日現在)



注：1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況 *人事委員会を設置していないため記載なし。

月例給

区分	人事委員会の勧告			給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	
18年度				

(参考)
国の改定率
0.00%

注：1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給

区分	人事委員会の勧告			年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	
18年度				

(参考)
国の年間支給月数
4.45月

注：1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成18年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
高森町	46.2歳	365,800円	401,300円	401,300円
熊本県	43.1歳	358,821円	419,116円	390,430円
国	40.4歳	328,477円	381,212円	381,212円
類似団体	43.1歳	330,864円	370,865円	362,613円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
高森町	47.8歳	291,200円	307,100円	307,100円
うち給食調理員	49.3歳	331,100円	331,100円	331,100円
うち自動車運転手	45.4歳	281,000円	281,000円	281,000円
うち用務員	59.5歳	339,500円	339,500円	339,500円
熊本県	45.1歳	329,458円	365,107円	358,379円
国	48.4歳	286,500円	318,595円	318,595円
類似団体	49.1歳	305,583円	328,028円	323,543円
民間事業者平均	52.9歳	—	290,594円	—

医療職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
高森町	42.6歳	350,933円	378,748円	378,748円
熊本県	—	—	—	—
国	37.6歳	292,549円	325,290円	325,290円
類似団体	41.0歳	308,942円	345,557円	322,065円

- 注：1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区分		高森町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円	170,200円
	高校卒	138,400円	138,400円	138,400円
技能労務職	大学卒	—	145,100円	—
	高校卒	135,600円	128,900円	—
医療職	大学卒	198,800円	—	—
	短大卒	186,700円	—	—

(3) 職員の経過年数別・学歴別平均給料額の状況(平成18年4月1日現在)

区分		経過年数10年	経過年数15年	経過年数20年
一般行政職	大学卒	268,200円	364,900円	388,000円
	高校卒	240,500円	276,800円	349,900円
技能労務職	短大卒	253,100円	—	—
	高校卒	247,700円	—	—
医療職	大学卒	—	—	—
	短大卒	—	—	—

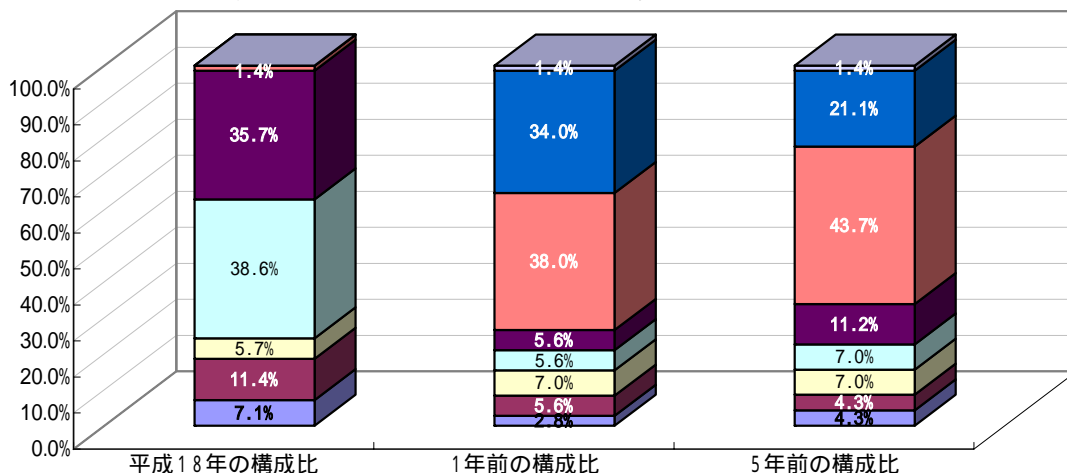
注：経過年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の採用後の年数をいう。

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	新	主事 保育士	主事 保育士	主査 保育士 係長	参事 保育士 係長	課長補佐・次 長 課長・室長 所長・事務局 長	総務課長			
	旧	主事 保育士	主事 保育士	主事 保育士	主査 係長	参事 係長	主幹 係長 課長補佐・次 長	課長補佐・次 長 課長・室長 所長・事務局 長	総務課長	
職員数		5人	8人	4人	27人	25人	1人			70人
構成比		7.1%	11.4%	5.7%	38.6%	35.7%	1.4%			100.0%
参考	1年前	2.8%	5.6%	7.0%	5.6%	5.6%	38.0%	34.0%	1.4%	100.0%
	5年前	4.3%	4.3%	7.0%	7.0%	11.2%	43.7%	21.1%	1.4%	100.0%

注：1 高森町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
16年度	職員数 A	104人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	23人
	比率 B/A	22.1%
17年度	職員数 A	100人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	19人
	比率 B/A	19.0%

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高森町	熊本県	国
1人あたり平均支給額(平成17年度) 1,796千円	1人あたり平均支給額(平成17年度) 1,818千円	1人あたり平均支給額(平成17年度) —
《平成17年度支給割合》 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.60)月分 (0.750)月分	《平成17年度支給割合》 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.60)月分 (0.750)月分	《平成17年度支給割合》 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.60)月分 (0.750)月分
《加算措置の状況》 職務上の階級、職務の級等による加算措置 4・5級...5% 6・7級...10% 8級...15%	《加算措置の状況》 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	《加算措置の状況》 職務上の階級、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

注：()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

高森町			国		
勤務年数	自己都合	勸奨・定年	勤務年数	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	33.5500月分	勤続20年	23.50月分	30.5500月分
勤続25年	33.50月分	41.3400月分	勤続25年	33.50月分	41.3400月分
勤続35年	47.50月分	59.2800月分	勤続35年	47.50月分	59.2800月分
最高限度額	59.28月分	59.2800月分	最高限度額	59.28月分	59.2800月分
その他加算	定年前早期退職: 2%~20%加算		その他加算	定年前早期退職: 2%~20%加算	
退職時特昇	なし		—		
(1人当たり平均支給額)			—		
一般行政職 23,848千円 技能労務職 14,752千円			—		

注: 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 調整手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)			該当なし
支給職員1人あたり平均支給年額(平成17年度決算)			該当なし
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし			

(4) 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)			該当なし
支給職員1人あたり平均支給年額(平成17年度決算)			該当なし
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)			該当なし
手当の種類(手当数)			該当なし
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
該当なし			

(5) 時間外勤務手当

	平成16年度決算	平成17年度決算
支給実績	103千円	585千円
職員1人あたり平均支給額	1.00千円	5.85千円

(6) その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人 あたり平均支給 (平成17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 その他の扶養親族【2人まで】 6,000円 *無扶養配偶者ありの場合(1人のみ) 6,500円 【3人目~】 5,000円 特定扶養 1人につき 5,000円	同じ		16,946千円	278千円
住居手当	借家等で家賃が月額12,000円を超えるもの ・23,000円以下 12,000円を控除した額 ・23,000円以上 23,000円を控除した額の2分の1 に11,000円を加算した額 職員が所有又は居住している住宅で世帯主であるもの ・月額 3,500円	異なる	3,500円 2,500円 *5年を超えないもの	3,779千円	68千円
通勤手当	片道2km以上の徒歩・自動車等で通勤するもの 5km未満 2,300円 5km以上10km未満 6,200円 10km以上15km未満 9,800円 15km以上20km未満 13,300円 20km以上25km未満 16,700円 25km以上30km未満 20,000円 30km以上 23,000円	異なる	5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 11,300円 25km以上30km未満 13,700円 30km以上35km未満 16,100円 35km以上40km未満 18,500円 40km以上45km未満 20,900円 45km以上50km未満 21,800円 50km以上55km未満 22,700円 55km以上60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	5,134千円	103千円
管理職手当	各課(室・局・センター)長、審議員、出張所長 給料月額100分の6 各課長補佐、事務局次長 給料月額100分の2	同じ		5,928千円	220千円
宿日直手当	1回の勤務につき、4,200円 *5時間未満の場合 2,100円	同じ		3,575千円	95千円
児童手当	第2子までの9歳未満の児童 1人当り5,000円 第3子以上の9歳未満の児童 1人当り10,000円	同じ		1,485千円	75千円

5. 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	726,300円 (781,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 834,000円 / 346,000円	
	助 役	545,900円 (587,000円)	673,000円 / 391,000円	
	収 入 役	530,100円 (570,000円)	595,000円 / 440,000円	
報 酬	議 長	290,500円 (312,500円)	364,000円 / 220,000円	
	副 議 長	239,600円 (258,000円)	285,000円 / 153,800円	
	議 員	217,800円 (234,000円)	263,000円 / 136,000円	
期 末 手 当	町 長	(平成17年度支給割合)		
	助 役	期末手当 3.0月分		
	収 入 役	役職加算 15%		
	議 長	(平成17年度支給割合)		
	副 議 長	期末手当 3.0月分		
	議 員	役職加算 15%		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	726,300円×百分の五百×在職年数	14,526,000円	任期満了
	助 役	545,900円×百分の二百九十×在職年数	6,332,440円	退職時
	収 入 役	530,100円×百分の二百七十×在職年数	5,725,080円	退職時
	備 考			

注：1. 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2. 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

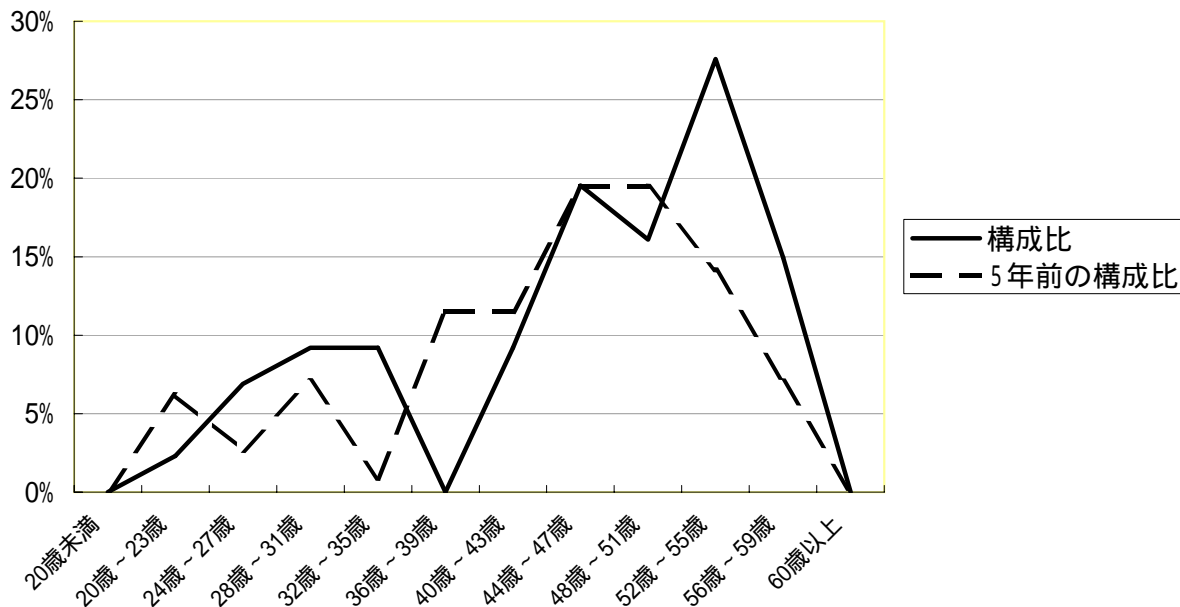
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成17年4月1日	平成18年4月1日			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2名	2名	0名	
		総 務	24名	24名	0名	
		税 務	8名	7名	1名	中央出張所廃止による税徴収窓口事務の減
		民 生	18名	19名	1名	延長保育制度開始による保育士の増員
		衛 生	5名	5名	0名	
		農林水産	11名	11名	0名	
		商 工	3名	3名	0名	
		土 木	8名	8名	0名	
	計	79名	79名	0名	参考 人口1000人当たり職員数 10.47人 (類似団体の人口1000人当たり職員数 12.29人)	
	教育部門	15名	13名	2名	普通退職：1名、定年退職：1名	
小 計	94名	92名	2名	参考 人口1000人当たり職員数 12.19人 (類似団体の人口1000人当たり職員数 15.15人)		
公営企業等部門	水 道	3名	3名	0名		
	その他	6名	6名	0名		
	小 計	9名	9名	0名		
合 計		103 [120名]	101 [120名]	2名	参考 人口1000人当たり職員数 13.39人	

注：1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	
職員数	0人	2人	6人	8人	8人	0人	
	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
	8人	17人	14人	24人	13人	0人	100人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
103人	92人	11人	10.67%

(参考) 高森町行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	10%削減

定員管理の年次別進捗状況(実績)の概要

各年4月1日現在

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～ 22年計	数値目標 (参考)
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	79	79	74	75	75	75	—	75
	増減		0	5	1	0	0	4人(94.94%)	4
教育	職員数	15	13	12	12	12	12	—	11
	増減		2	1	0	0	0	2人(84.62%)	4
公営企業 等会計	職員数	9	9	9	9	9	9	—	6
	増減		0	0	0	0	0	0人(66.67%)	3
計	職員数	103	101	95	96	96	96	—	92
	増減		2	6	5	5	5	7人(91.09%)	11

(注) 1 計画期間は、17年から22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。